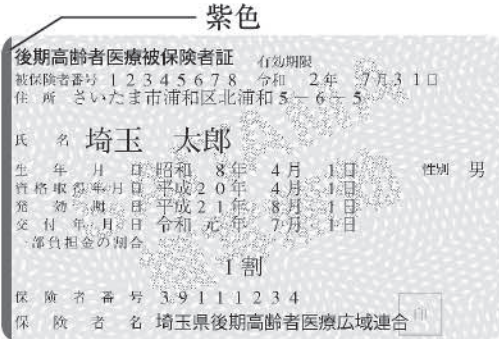


## 後期高齢者医療保険

### 被保険者証の一斉更新



お手持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日までです。新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留郵便で発送します。受け取りの際は、印鑑が必要です。7月中に届かない場合は、下記担当までお問い合わせください。

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

## はみ出し樹木の切り取りを

生け垣や樹木が宅地・山林などから道路にはみ出すと、道幅が狭くなり、通行の妨げになります。

また、カーブミラーや道路標識が見えなくなるなど大変危険です。

枝のはみ出し・折れ木・落ち枝などが原因で事故が発生した場合には、樹木の所有者が責任を問われることもあります。枝切りや山林樹木の伐採などを定期的にお願います。

### 作業時の注意

- ・電線がある場所での伐採作業は危険です。事前に東京電力やNTTに連絡して、立ち会いのもとで行ってください。
- ・交通車両、歩行者の安全確保と、樹木からの転落などにご注意ください。

問合せ 県秩父県土整備事務所 ☎22-3715  
建設課 管理都市計画担当 ☎62-1463

## 手話で障害者を支援する仲間を募集します

### 「手話奉仕員養成研修 基礎編」

聴覚や音声、言語機能に障害のあるかたの社会参加を支援する手話奉仕員の養成講座を開催します。

- 日時 8月28日(水)～12月9日(月)の毎週月、水曜(全25回)  
時間 午後1時30分～3時30分  
場所 秩父市歴史文化伝承館 ほか  
定員 40人  
対象者 秩父郡市内に居住または通勤・通学(中学生以上)するかたで、手話奉仕員養成研修入門編に相当する講座を修了したかた  
参加費 受講費用は無料。ただしテキストをお持ちでないかたはテキスト代(3,240円)のみ個人負担です。  
内容 手話での会話をするための手話文法や聴覚障害者の理解などを学びます。  
申込み 8月5日(月)

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

## 国民年金保険料の免除制度があります

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難なときに申請し、承認されると保険料が免除されます。

### 免除申請

保険料の納付が免除(全額・4分の3・半額・4分の1)されます。本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。免除の対象期間は、7月から翌年の6月までの1年間です。

### 納付猶予

50歳未満のかたで、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。

### 申請

過去2年1か月前の分までさかのぼって申請ができます。申請先は秩父年金事務所または町民生活課保険年金担当です。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560  
町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232